

障がい福祉関係の県施策のご案内

令和5年4月

- 本リーフレットは、鳥取県が実施している障がい福祉関係の事業のうち、障がい児者の支援を行う団体・事業者にご活用いただける（利用者等へご案内いただける）主な事業を記載しているものです。法律等に基づく報酬制度や、市町村独自で実施している事業等は記載していません。
- 障がいのある当事者にご活用いただける制度・サービス等については、冊子「障がいのある方のよりよい暮らしのために」もご参照ください。
- 記載している事業の詳細や、その他の事業の内容等については、県障がい福祉課又は子ども発達支援課までお問い合わせください。

施設を新築する・大規模修繕をするとき

● 社会福祉施設等施設整備事業

障害福祉サービス事業所等を創設、改築・大規模修繕等を行う事業者に対し、国庫補助制度を活用して助成をします。重度障がい者等を受け入れる施設については、県独自の上乘せ助成もあります。

重度障がい者や強度行動障がい者に手厚い支援を行うとき

● 重度障がい児者支援事業

県重度障がい児者を対象として、生活介護・放課後等デイ・短期入所サービスを提供する場合に、事業所の運営経費の助成をします。

● 強度行動障がい者支援事業

- ・強度行動障がい者を対象として、施設入所・グループホーム・短期入所・生活介護サービスを提供する場合に、事業所の運営経費の助成をします。
- ・強度行動障がい者の訪問支援や、受け入れのための居室整備、サービスの体験利用等を行う事業者に対して、その経費を助成します。

医療的ケアを必要とする障がい児者を受け入れるとき

● 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業

条例で定める基準を超えて看護師等を配置し、要医療障がい児者を受け入れる事業所に看護師配置等経費を補助します。

● 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業

要医療障がい児者へ看護職員等による医療行為やリハビリを実施する事業所に、医療機器の購入経費を補助します。

● 重度障がい児者地域移行等推進事業

医療的ケアを要する重度障がい児者の地域移行のために、グループホーム等での日帰り体験や宿泊体験を実施する運営法人等に必要な経費を補助します。

入所中の施設から一時帰宅をするとき

● 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業

障がい者支援施設等に入所している障がい児者に対し、一時帰宅中のサービス利用経費を補助します。

入院する障がい児者の付き添いをするとき

● 入院時付添依頼助成事業

常時の付き添いが求められる重度心身障がい児者等が入院する際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を補助します。

医療型ショートステイに関する事業

● 訪問型レスパイト支援モデル事業補助金

医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住する総合療育センター利用者に限る）に対し2時間を超える訪問看護を行った事業者に助成をします。

● 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金

県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援として、入院診療報酬と医療型短期入所サービスとの差額や看護職員の人件費相当額、ヘルパー派遣に要する費用等の補助をします。

NICUから退院するとき

● NICUからの地域移行支援事業

NICU等からの自宅移行支援を行うために訪問看護師等を派遣させる費用のうち、保険請求で対応できない部分について補助します。

グループホームで夜間支援を行うとき

● 障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業

夜間支援の必要な障がい者を対象として、グループホームにおいて夜間世話人を配置して支援を行う場合に、事業所の運営経費の助成をします。

一戸建て住宅等で一人暮らしの体験をしてみたいとき

● 障がい児・者地域生活体験事業

在宅の障がい児者が一人暮らし等の生活体験ができるよう、県内に生活体験ホームを設置している社会福祉法人等に対し、運営費の一部を助成しています。

医療的ケアを必要とする障がい児者が集会するとき

● 家庭外看護師派遣支援事業

4人以上の要医療障がい児者が家庭外で集まって活動する場合の看護師等派遣経費を補助します。

在宅生活を行うために機器をレンタルするとき

● エアーマットレスレンタル助成事業

在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレスのレンタル経費を補助します。

● 家庭内排痰補助装置助成事業

常時または随時排痰が必要な重度身体障がい児者等に排痰補助装置のレンタル経費を補助します。

障がいにより身体機能の訓練などが必要になったとき

● 生活訓練等事業（地域生活支援事業）

補装具装着訓練や、ストマ（人工肛門）装着訓練など、日常生活上必要な訓練・指導等を行っています。

手帳をもたない子どもへ補聴器などを購入したいとき

● 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業

身体障害者手帳の交付対象外の難聴児に対し、補聴器の購入等経費を補助します。

障がいのある方が屋内で運動したいとき

● 県立障がい者体育センター

鳥取市湖山町に県立障がい者体育センターを設置しています。器具の貸出し等も行っており、安価な利用料でご使用いただけます。

● 鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

精神障がいのある方がスポーツに参加したいとき

● 精神障がい者バレーボール交流会

● 精神障がい者フットサル交流会

毎年秋頃に、精神障がい者バレーボール交流会、精神障がい者フットサル交流会を開催しています。スポーツを通じて参加者相互に友好を深めます。

相談支援専門員を配置したいとき

● 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業

相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の人件費を助成します。

研修の受講や人材の育成を行いたいとき

● 障がい者福祉従事者等研修事業

障害福祉サービスを提供する施設職員等を対象として、人材育成やサービスの質の向上を目的とした各種研修を行っています。

● たん吸引研修・受講奨励金

特定の者（障がい者等）に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成するための研修を行っています。また、たん吸引研修を受講する際の奨励金を支給しています。

● 同行援護従事者養成研修・受講奨励金

視覚障がい者が外出する際の援助を行う同行援護従業者の養成研修を開催しています。また、同行援護従業者研修を受講する際の奨励金を支給しています。

● スキルアップ研修派遣支援事業

就労系障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）の職員が、県外の就労移行支援事業所に研修派遣された場合に、旅費を助成します。

● ペアレント・トレーニング養成研修

障がい児支援を行う施設職員等を対象として、ペアレント・トレーニングを実施できる指導者（ファシリテーター）を養成する研修を行っています。

● 医療的ケア児等の支援に携わる人材の養成

医療従事者や福祉施設職員を対象とした多職種連携の技術養成、看護職員向けのケア技術や在宅移行支援に関する研修を行っています。

● 医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業

他の訪問看護ステーションの訪問看護師を技能習得目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助します。

● 医療的ケア児等を受け入れる事業所への技術支援

鳥取県医療的ケア児等支援センターでは、医療的ケア児等を受け入れる事業所等への技術支援を行っています。

障がいのある方の親亡き後に備えるとき

● 親亡き後のあんしんサポート体制構築事業

保護者が健在なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書の作成支援（説明会の開催等）を行っています。

農作業等に取り組み、売上向上をしたいとき

● 障害福祉サービス事業所農業分野チャレンジ支援事業補助金

就労系障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型、就労継続支援B型）が、売上・工賃向上のため、農林水産分野での作業受託に新たに取り組む場合や既に行っている自主農業の生産拡大に取り組む場合、機材整備等に要する経費を助成します。

新商品（新サービス）開発に取り組み、売上向上をしたいとき

● 障害福祉サービス事業所新商品開発支援事業補助金

就労系障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型、就労継続支援B型）が、売上・工賃向上のため、新商品（またはサービス）開発に取り組む場合、新商品開発等に要する経費を助成します。

金融機関から融資を受けるとき

● 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填制度

就労系障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型、就労継続支援B型）が、金融機関から、事業所運営に必要な資金及び生産活動に必要な設備資金の融資を受ける場合、利子相当額を補助します。

障がいのある方が企業での実習を受講したいとき

● 実習謝金及び実習奨励金の支給

就労系障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援B型）の利用者が、3日以上の実習をした場合に、受け入れ企業に対して謝金、利用者に対して奨励金を支給します。

障がいのある方が培った職業技能を試したいとき

● アビリンピックへの参加

毎年6月頃に、障がいのある方が日頃培った技能を競う「アビリンピック」を開催しています。箱折りや清掃の技術などを競い、最優秀者は全国大会に出場することができます。

あいサポート企業・団体の認定をうけたいとき

● あいサポート企業・団体の認定制度

障がいのことを知り、障がいのある方にちょっとした手助けを実践する「あいサポート運動」を行う団体として、県から認定を受けることができます。

社会的障壁の除去のため必要なハード整備や器具の整備を行いたいとき

● 障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金

合理的配慮の提供のため、障がい者を接客する機会が多い事業者等が社会的障壁の除去を行うことを促進するため、メニュー・パンフレットの点字化や携帯スロープの整備等を行う際の補助を行っています。

障がいのある方やその家族の交流活動等を行いたいとき

● 障がい児者自発的活動支援事業補助金

● 多目的トイレ利用促進事業

● UDタクシー利用促進事業

団体が独自に行う障がいのある方・その家族等の交流活動（旅行等）や、多目的トイレの一時設置、UDタクシーの利用に関する補助を行っています。

点字資料の作成等を行いたいとき

● 点字資料等作成費補助金

障がい者団体等が行うイベントや会議について、点字資料の作成に係る経費の補助を行っています。

手話通訳者、要約筆記者の派遣が必要なとき

● 手話通訳者・要約筆記者の派遣

障がい者団体等が行うイベントや会議について、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行うとともに、派遣に要する経費の一部を助成しています。

手話学習会を開催したいとき

● 手話学習会補助金

各事業所において、手話学習会を開催される際に要する経費を助成します。

きこえにくい方が会議に参加されるとき・きこえにくい方と対話をするとき

● 聞こえを支援するスピーカー「コミュニケーション」の貸出

- ・対象：県内のきこえにくい人の関係団体、福祉関係団体、ボランティア団体など
- ・利用料：無料 ・貸出期間：1週間以内
- ・申込：鳥取県聴覚障がい者センター（東・中・西）

● ヒアリングループ（磁気誘導ループ）の貸出

- ・対象：県内のきこえにくい人の関係団体、福祉関係団体、ボランティア団体など
- ・利用料：無料 ・貸出期間：1週間以内
- ・申込：鳥取県聴覚障がい者センター（東・中・西）

芸術・文化活動をしたとき

● 障がいのある人の文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」

「施設でアート活動に取り組みたいけど、何からやっていいのかわからない。」「作品の展示会をしたいけど、展示方法がわからない。」「作品を売りたいけど、どうしたらいいの。」など、文化芸術活動に関する相談を受け付け、支援します。

● 障がい者アート活動支援事業補助金

障がいのある人や障がいのある人が所属する団体等が行う芸術・文化活動に対して支援を行います。

- ・文化芸術活動促進事業
芸術文化活動の練習や制作などに要する経費を助成します。
- ・個展等開催事業
個展や公演等を開催する経費を助成します。
- ・交流促進事業
障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流活動に要する経費を助成します。
- ・文化芸術鑑賞機会拡大事業
障がいのある人が文化芸術を鑑賞する機会を拡大する取組に要する経費を助成します。

障がいのある方が文化・活動の発表をしたいとき

● 舞台芸術祭「アートとっとり祭り」

● 芸術・文化作品展「アートとっとり展」

● 県立バリアフリー美術館

障がいのある方の優れた文化芸術作品・活動を世の中に広く発信するため、毎年『舞台芸術祭「アートとっとり祭り」』及び『公募作品展「アートとっとり展」』への出演・出展を募集しています。また、優れた文化芸術作品をインターネット上で展示する「県立バリアフリー美術館」を設けています。

障がいを理由とした差別・虐待について相談したいとき

障がい者差別解消相談支援センター・障がい者権利擁護センターを設置し、相談体制を整備しています。

● [障がい者差別解消相談支援センター](#)

<窓口>

- ・東部：鳥取県人権局（鳥取県庁本庁舎3階）
- ・中部：鳥取県中部総合事務所県民福祉局
- ・西部：鳥取県西部総合事務所県民福祉局

● [障がい者権利擁護センター](#)

<窓口>

- ・県庁障がい福祉課
- ・中部総合事務所県民福祉局
- ・西部総合事務所県民福祉局

聴覚障がい、視覚障がい・ロービジョン、失語症等について相談したいとき

鳥取県内に、聴覚障がい、視覚障がい・ロービジョン、盲ろう、失語症等に関する支援窓口を設けています。

● [鳥取県聴覚障がい者センター](#)

● [鳥取県視覚障がい者支援センター](#)

● [鳥取県ロービジョン相談窓口](#)

● [鳥取県盲ろう者支援センター](#)

● [鳥取県失語症者支援センター](#)

● [きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』](#)

発達障がいについて相談したいとき

● [『エール』発達障がい者支援センター](#)

● [ペアレントメンター鳥取](#)

医療的ケア児、重症心身障がい児者の支援について相談したいとき

● [鳥取県医療的ケア児等支援センター](#)

社会福祉施設等施設整備事業

障害福祉サービス事業所等を創設、改築・大規模修繕等を行う事業者に対し、国庫補助制度を活用して助成をしています。重度障がい者等を受け入れる施設については、県独自の上乘せ助成もあります。

対象事業

社会福祉施設の新築、改築、大規模修繕等

補助率

3 / 4 (国庫 2 / 4、県 1 / 4、事業者負担 1 / 4)

※ 実施予定の事業サービスにより、補助基準額が異なります。

※ 重度障がい者や強度行動障がい者を一定数受け入れる施設を整備する場合は、更に上乘せの補助があります。

申請時期

- 毎年9月頃に、来年度の補助金交付の希望を伺っています。希望する事業者は、10月頃までに県に申請書を提出していただきます。
- 複数の申請があった場合は、県において優先順位を設定し、国への協議を行います。



● ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

重度障がい児者支援事業

重度障がい児者の通所による日中活動の場における支援や、在宅支援の充実を図る事業者に対して、人件費等を助成します。

■ 対象事業

- ① 重度障がい児者日中支援事業
重度障がい児者への日中支援サービスの提供
- ② 「鳥取県型（要医ケア障がい者支援特化型）生活介護事業所」
運営支援事業
生活介護事業所における、超重度障がい者に対応するための
看護職員の配置
- ③ 在宅医療的ケア児者支援体制強化事業
訪問系のサービス、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時
（運転時）
- ④ たん吸引研修等受講奨励金交付事業
たん吸引等の資格を得るための研修を受講

■ 補助率

- ①生活介護利用者：一人当たり2,900円／日、短期入所：一人当たり
6,700円／日、放課後等デイ利用者：一人当たり1,900円／日
- ②利用者一人当たり7,200円～13,900円／日
- ③【重度加算】 通所系サービスにおける基本報酬への加算額
（約15%）と同程度
【遠隔地加算】 サービス提供1回あたり最大で2,000円
【通院加算】 通院等介助等のサービスを提供した場合に、
1回あたり最大で2,000円
- ④サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の
1／2程度

■ 申請時期

- 事業ごとに異なるため、下記問い合わせ先までご連絡ください。

 ● ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

強度行動障がい者入居等支援事業

強度行動障がい者への支援を行う事業者に対して、その人件費を助成します。

■ 対象事業

施設入所支援、共同生活援助、短期入所、生活介護事業所における強度行動障がい者の受け入れ

■ 補助率

- ① 新たに障害者支援施設へ入居する場合
一人当たり24万円/月
- ② 新たにグループホームへ入居する場合
(障害者支援施設からグループホームに移行する場合も含む)
 - (a) グループホームへ入居する場合：一人当たり22.6万円/月
 - (b) 日中支援型グループホームへ入居する場合：
一人当たり35.6万円/月
- ③ 短期入所（短期入所のみ利用）：一人当たり1万7千円/日
- ④ 短期入所（日中活動系サービス併用）：一人当たり7千円/日
- ⑤ 生活介護（通所の場合）：一人当たり2千円/日

■ 申請時期

- 申請窓口は対象となる方の支給決定を行う市町村となるため、各市町村の障がい福祉主管課までご連絡ください。

 ● ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

強度行動障がい者支援体制総合強化事業

強度行動障がい者の訪問支援や、受け入れのための居室整備、サービスの体験利用等を行う事業者に対して、その経費を助成します。

■ 対象事業

- ① 在宅重度障がい児者等支援体制強化事業
強度行動障がい者への訪問系サービスの提供
- ② 強度行動障がい者利用施設基盤整備事業
強度行動障がい児者受け入れのための居室整備
- ③ 強度行動障がい者体験利用等促進事業
強度行動障がい児者への障害福祉サービス体験利用の提供

■ 補助率

- ① 【重度加算】 通所系サービスにおける基本報酬への加算額（約15%）と同程度
【遠隔地加算】 サービス提供1回あたり最大で2千円
【通院加算】 通院等介助等のサービスを提供した場合に、1回あたり最大で2千円
- ② 10/10
（1居室あたり150万円、1事業所あたり450万円上限）
- ③ 日中支援：4千円～1万3千円 宿泊支援：7千円

■ 申請時期

①、③についての申請窓口は対象となる方の支給決定を行う市町村となるため、各市町村の障がい福祉主管課までご連絡ください。②については県が別途通知します。

 ● ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業

条例で定める基準を超えて看護師等を配置し、要医療障がい児者を受け入れる事業所に看護師配置等経費を補助します。

■ 対象事業

通所支援事業所への看護師配置、看護師派遣

■ 補助対象施設

- (ア) 指定児童発達支援事業所等（基準該当事業所を含む）
- (イ) 指定放課後等デイサービス事業所等（基準該当事業所を含む）
- (ウ) 指定生活介護事業所等（基準該当事業所を含む）
- (エ) 指定就労継続支援 B 型事業所
- (オ) 居宅介護事業所（通院等介助・通院等乗降介助）
- (カ) 重度訪問介護事業所（移動部分に限る）
- (キ) 日中一時支援事業所
- (ク) 移動支援事業所

■ 補助率

10/10（県 1/2、市町村 1/2）

- ※ 条例で定める基準を超えて看護師を配置・派遣した費用部分とします。
- ※ 事業所によってそれぞれ補助額の上限があります。

■ 申請時期

- 年度当初（4月1日）からの補助を希望する場合は、4月30日までに申請してください。年度途中から新たに開始する場合は、適宜申請を行ってください。
- 申請窓口は各市町村担当課です。

i ● 支給要件の詳細は[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
各市町村障がい福祉施策担当課 もしくは
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
(県子ども発達支援課TEL: 0857-26-7865)



要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業

要医療障がい児者へ看護職員等による医療行為やリハビリを実施する事業所に、医療機器の購入経費を補助します。

対象事業

医療的ケア児者を受け入れるための医療機器の購入

【補助対象の医療機器】

吸引器、パルスオキシメーター、エアマットレス等の褥瘡予防用具、特殊寝台、体位変換器、移動補助用具（歩行器・杖・車いす・電動車いす（電動カートを含む））、移動用リフト（スリングシートを含む）、姿勢保持具、各種検査機器（呼吸機能、ストレス度、身体計測器、座圧計測器、知能・発達検査機器等）、感覚統合遊具*（スヌーズレン用品含む）

* 感覚統合遊具（スヌーズレン用品）に関しては専門性を有する職員を配置する事業所のみ対象とする。

補助対象施設

- (ア) 指定児童発達支援事業所等（基準該当事業所を含む）
- (イ) 指定放課後等デイサービス事業所等（基準該当事業所を含む）
- (ウ) 指定生活介護事業所等（基準該当事業所を含む）
- (エ) 指定就労継続支援B型事業所
- (オ) 日中一時支援事業所

補助率

10/10（県1/2、市町村1/2）

※ 1事業所あたり2回までの申請とし、合わせて100万円を上限とします。

申請時期

- 購入前に申請してください。
- 申請窓口は各市町村担当課です。

● 支給要件の詳細は[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
各市町村障がい福祉施策担当課 もしくは
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
(県子ども発達支援課TEL: 0857-26-7865)



重度障がい児者地域移行等推進事業

医療的ケアを要する重度障がい児者の地域移行のために、グループホーム等での日帰り体験や宿泊体験を実施する運営法人等に必要な経費を補助します。

■ 対象事業

地域移行のための日帰り体験・宿泊体験事業

■ 補助対象法人

入院、入所又は在宅生活をしている重度障がい児者が、地域移行又は自立した生活に向けて体験事業を行うグループホーム等を運営するNPO法人等

■ 補助率

1/2～10/10
(県1/2、市町村0～1/2、事業者負担0～1/2)

※ 人件費、医療用備品購入費、事務費が対象、補助上限額は費用別に異なります。
※ 市町村によって補助率が異なります。

■ 申請時期

- 体験事業を開始する前に申請してください。
- 申請窓口は各市町村担当課です。

● 支給要件の詳細は[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
各市町村障がい福祉施策担当課 もしくは
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
(県子ども発達支援課TEL: 0857-26-7865)



施設入所障がい児者等在宅生活支援事業

障がい者支援施設等に入所している障がい児者に対し、一時帰宅中のサービス利用経費を補助します。

■ 対象事業

障がい児者が入所施設からの一時帰宅をする際のサービス（居宅介護・行動援護）利用

■ 補助対象者

施設に入所、入院又は入居している障がい児者（精神障がい等を含む）

■ 補助率

およそ9/10（県45%、市町村45%、本人負担10%）

※本人負担額は障害者総合支援法の利用者負担額に相当する額です。

■ 申請時期

- 一時帰宅を計画する際に申請してください。
- 申請窓口は各市町村担当課です。

i ● 支給要件の詳細は[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
各市町村障がい福祉施策担当課 もしくは
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
(県子ども発達支援課TEL: 0857-26-7865)



入院時付添依頼助成事業

常時の付き添いが求められる重度心身障がい児者等が入院する際に、家族以外の者に付き添いを依頼した場合の必要経費を補助します。

■ 対象事業

家族以外の者（介護福祉士等）への入院時の一時的な付き添い依頼

■ 補助対象者

常時の付き添いが求められる重症心身障がい児者等

■ 補助率

1 / 3（県 1 / 3、市町村 1 / 3、本人負担 1 / 3）

※ 補助金額は利用1時間につき上限1,100円、利用時間は当該年度中140時間を上限とします。

※交通費や食事代は補助対象とはなりません。

■ 申請時期

- 利用前に申請してください。
- 申請窓口は各市町村担当課です。

i ● 支給要件の詳細は[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
各市町村障がい福祉施策担当課 もしくは
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
(県子ども発達支援課TEL: 0857-26-7865)



訪問型レスパイト支援モデル事業補助金

医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住する総合療育センター利用者に限る）に対して2時間を超える訪問看護を行った事業者に助成をします。

対象事業

訪問介護事業者が医療的ケア等を行う見守りを行った場合、サービス提供時間が2時間を超えた部分に対して助成します。

補助率

10/10

1時間あたり11,000円

※利用者1人当たりの訪問看護サービス（助成対象部分）は1回あたり6時間までとし、年間のべ36時間を限度とします。

申請時期

4月30日までに交付申請をしてください。

（年度途中で新たに事業を開始する場合は、事業開始の30日後まで）



- ご相談・お問合せは、
総合療育センター 事務部 までお願いいたします。
TEL: 0859-38-2155

重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金

県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援として、入院診療報酬と医療型ショートステイの基本報酬との差額等を補助します。

■ 対象事業

- (1) 入院診療報酬や介護報酬が医療型短期入所に関する報酬相当額を上回る場合の差額
 - (2) 医療型短期入所に従事する看護師の人件費相当額
 - (3) 診療所における宿泊受入れに伴う看護師の夜間勤務人件費相当額
 - (4) 家族に代わって利用者の見守りを行うヘルパー等の派遣経費
- ほか

■ 補助率

10/10

- (1) 入院診療報酬及び介護報酬との差額
 - (2) 1日当たり 13,000円
 - (3) 1日当たり 29,000円
 - (4) 1時間当たり 3,165円から4,747円
- ほか

■ 申請時期

4月30日までに交付申請をしてください。

(年度途中で新たに事業を開始する場合は、事業開始の30日後まで)

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
県子ども発達支援課 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7865



NICUからの地域移行支援事業

NICU等から自宅に退院する際の支援を行う訪問看護師等を派遣させる費用のうち、保険請求で対応できない部分を補助します。

■ 対象事業

退院するまでに、訪問看護師等が参加するケース検討会、入院中もしくは外出・外泊時の訪問看護・訪問リハビリテーション。

■ 補助対象施設

訪問看護事業所、訪問看護リハビリステーションを行う病院等

■ 補助率

10/10（県10/10）

※ 実施予定の事業サービスにより、補助基準額が異なります。

■ 申請時期

- 事業の実施を開始した30日後までに申請ください。
- 当該年度の申請はその年度の3月20日までに行ってください。

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7865



障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業

夜間支援の必要な障がい者が入居するグループホームにおいて、夜間世話人等を配置して支援を行う事業者に対して、人件費等を助成します。

■ 対象事業

- ①障がい者グループホーム夜間世話人配置事業
夜間支援の必要な障がい者が入居するグループホームにおける夜間世話人の配置
- ②重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業
グループホームにおける、重症心身障がい児者等の支援に必要な生活支援員の配置

■ 補助率

- ①（夜勤の場合）一人当たり380～570円／日
（宿直の場合）一人当たり450～680円／日
- ②一人当たり 9,435円／日

■ 申請時期

- 申請窓口は事業所の所在地市町村となるため、各市町村の障がい福祉主管課までご連絡ください。



- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

障がい児・者地域生活体験事業

在宅等障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)を利用し、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費の一部を助成します。

■ 対象事業

障がい者の地域移行のために、生活体験の場（生活体験ホーム）を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対する運営費

■ 補助基準額（補助単価）

- ・ 人件費相当額 日額：4,270円／日
- ・ 家賃補助 定額：33万円

■ 補助率

県 1 / 2、市町村 1 / 2（任意）

- ※ 生活体験ホームの基準を満たした事業所（県事業所指定済）へ運営経費を補助する市町村経由での間接補助となります。
- ※ 県補助額は、補助基準額からの算出額と補助対象経費を比較し、少ない方の額をもとに算出。

■ 申請

当該事業を実施する場合、事業開始年度における事業開始の1か月前までに県へ事業所指定申請書の提出が必要です。

県の生活体験ホームの基準を満たした事業所に対し、事業所の指定を行います。

- ※ 事業開始の際は、生活体験ホーム利用申請者の所在市町村へ事業実施申請書、利用予定者の利用登録申込書等、必要書類の提出が必要です。

i ● ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

家庭外看護師派遣支援事業

4人以上の要医療障がい児者が家庭外で集まって活動する場合の看護師等派遣経費を補助します。

■ 対象事業

保護者の付添介護による医療行為が必要な要医療障がい児者が、家庭外の場所に4人以上集まった場合の看護師等の派遣利用

■ 補助対象者

経管栄養等の医療行為を必要とする障がい児者

■ 補助率

2 / 3 (県 1 / 3、市町村 1 / 3、本人負担 1 / 3)

※利用料金は、看護師等1人1回の派遣につき、30分あたり上限4,150円とします。

■ 申請時期

- 派遣利用前に申請してください。
- 申請窓口は各市町村担当課です。

i ● 支給要件の詳細は[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
各市町村障がい福祉施策担当課 もしくは
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
(県子ども発達支援課TEL: 0857-26-7865)



エアーマットレスレンタル助成事業

在宅生活中の重度身体障がい児者にエアーマットレスのレンタル経費を補助します。

■ 対象事業

在宅で生活している重度障がい児者等のエアーマットレスレンタル

■ 補助対象者

自力で体位変換が困難で常時介助による体位変換が必要な在宅の重度身体障がい児者

■ 補助率

2 / 3 (県 1 / 3、市町村 1 / 3、本人負担 1 / 3)

※補助金額は1か月あたり上限7,000円です。

■ 申請時期

- 年度当初(4月1日)からの補助を希望する場合は、4月30日までに申請してください。年度途中から新たに開始する場合は、適宜申請を行ってください。
- 申請窓口は各市町村担当課になります。

i ● 支給要件の詳細は[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、各市町村障がい福祉施策担当課 もしくは 県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。(県子ども発達支援課TEL: 0857-26-7865)



家庭内排痰補助装置助成事業

機器による排痰が必要な重度身体障がい児者等に排痰補助装置のレンタル経費を補助します。

■ 対象事業

在宅で生活している重度身体障がい児者等の排痰補助装置レンタル

■ 補助対象者

常時又は随時排痰が必要な在宅の重度身体障がい児者等

■ 補助率

2 / 3 (県 1 / 3、市町村 1 / 3、本人負担 1 / 3)

※補助金額は1か月当たり上限15,400円です。

■ 申請時期

- 年度当初(4月1日)からの補助を希望する場合は、4月30日までに申請してください。年度途中から新たに開始する場合は、適宜申請を行ってください。
- 申請窓口は各市町村担当課になります。

● 支給要件の詳細は[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
各市町村障がい福祉施策担当課 もしくは
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
(県子ども発達支援課TEL: 0857-26-7865)



生活訓練等事業（地域生活支援事業）

身体障がいや内部障がいのある方を対象とした講習会、研修会や訓練等を行っています。

研修会等一覧

訓練・研修会名	内容	実施主体・問合せ先
日常生活訓練	身体障がいのある方を対象に、義肢装着等の日常生活上必要な事柄について講習会等を実施します。	鳥取県身体障害者福祉協会 電話：0857-50-1070 FAX：0857-50-1072
聴覚障がい者日常生活訓練	きこえない・きこえにくい方を対象に、社会生活に必要な知識や情報を得るための研修等を実施します。	鳥取県聴覚障害者協会 電話：0859-30-3720 FAX：0859-30-3131
在宅重度障がい者社会参加促進事業	筋ジストロフィーによる重度障がいのある方を対象に、日常生活相談及び集団訓練・指導等を実施します。	日本筋ジストロフィー協会 鳥取県支部 電話：0858-28-1776 FAX：0858-28-1776
オストメイト日常生活訓練	ストマ用の畜便袋、畜尿袋（ストマ用装具）の取り扱いや社会生活に関することを講習します。	日本オストミー協会 鳥取県支部 電話：090-1013-3330 0857-28-8118 FAX：0857-28-8118
音声機能障がい者発声訓練	コミュニケーションの円滑化に必要な訓練や指導を行います。	鳥取県清音会 電話：0859-45-2651 FAX：0859-45-2651

申し込み

- 訓練・研修会ごとに申し込み先が異なります。
- 申し込みや事業の詳細については、各研修会等の実施主体までお問合せください。

i ● ご相談・お問合せ先
県障がい福祉課 社会参加推進担当
TEL: 0857-26-7679
電子メール: shougai Fukushi@pref.tottori.lg.jp

身体障害者手帳交付対象外の難聴児への 補聴器購入等助成事業

身体障害者手帳の交付対象外の難聴児に対し、補聴器の購入等経費を補助します。

■ 対象事業

手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入、修理等

■ 補助対象者

身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児

(両耳の聴力が30dB以上または片耳の聴力が30dB以上で補聴器により言語習得の効果が期待できるとの医師の判断があるもの)

■ 補助率

2 / 3 (県 1 / 3、市町村 1 / 3、本人負担 1 / 3)

※ 購入予定の補聴器等の種類により、補助基準額が異なります。

■ 申請時期

- 補聴器の購入や修理をされる前に申請してください。
- 申請窓口は各市町村担当課です。

i ● 支給要件の詳細は[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
各市町村障がい福祉施策担当課 もしくは
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
(県子ども発達支援課TEL: 0857-26-7865)



県立障がい者体育センター 鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

障がいのある方がスポーツを通して、健康増進・機能回復・交流を図ることを目的としてご利用いただける体育館です。

■ 県立障がい者体育センター

- ・ 開館時間：09:00～21:00 (7～9月の平日は21:30)
- ・ 休館日：毎週月曜、年末年始(12/29～1/3)
- ・ 障がい者手帳をお持ちの方・難病患者の方、または介護者の方は、ご利用日の6か月前から当日までお申し込みができます。(ただし、4名以下の利用は利用3か月前から当日まで) 障がい者手帳等を必ずご提示ください。
- ・ 上記以外の方は、ご利用日の1か月前から当日までお申し込みができます。
- ・ ご利用を希望される方は、お電話、または直接体育センターにてお申し込みください。(メールやファックスでのお申し込み等のお返事は、お時間がかかる場合があります。)
- ・ ご予約時(お電話等の場合は利用当日まで)に、受付窓口にある「利用許可申請書」に必要事項をご記入の上、受付にお出してください。
※必ず体育センターの許可を受けてから利用してください。
- ・ その他詳細については、HPをご覧ください。
<http://www.tkss-syou-tai.com/>

■ 鳥取ユニバーサルスポーツセンター ノバリア

- ・ 開館時間：09:30～20:30
- ・ 休館日：毎週火曜(祝日の場合は翌日)、年末年始(12/29～1/3)
- ・ その他詳細については、HPをご覧ください。
<https://ts-sawayaka.jp/>

精神障がい者スポーツ交流会

毎年秋頃に、精神障がい者バレーボール交流会、精神障がい者フットサル交流会を開催しています。スポーツを通じて参加者相互に友好を深めます。

■ 事業内容

- 精神障がい者バレーボール交流会
- 精神障がい者フットサル交流会

■ 参加対象の方

性別問わず、幅広い年代の方に参加していただけます。また、いずれの交流会も基礎練習の時間を設けており、未経験の方も気軽に参加していただけます。

■ 申込時期等

毎年秋ごろに、県内の各障がい者施設へ送付している開催案内をご確認いただくか、下記の各交流会担当窓口へ直接お問合せください。

- 精神障がい者バレーボール交流会について
鳥取県精神障がい者バレーボール協会
090-2000-4403
- 精神障がい者フットサル交流会
鳥取県ソーシャルフットボール協会（F&Y境港内）
0859-42-1121



- 其他のお問合せは、
県障がい福祉課 精神保健担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7862

障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業

相談支援専門員を新規／追加で配置する事業所に対して、人件費を助成します。

■ 対象事業

- ・ 指定特定相談支援事業所の創設
- ・ 指定特定相談支援事業所における相談支援専門員の追加配置

■ 補助率等

○ 補助スキーム

補助金の交付は所在地（予定を含む）の市町村が行います。

○ 補助率

県は市町村に対して、市町村が事業所に対して補助する額の1／2を補助します。（市町村が事業所に100万円を補助する場合、県は市町村に対して50万円を補助）

○ 補助要件

配置する相談支援専門員は常勤専従を原則とします。

その他、市町村が独自に要件を定めている場合がありますので、詳細は所在する市町村にお尋ねください。（市町村が補助事業を実施していない場合もあります。）

■ 申請時期

所在する市町村にお尋ねください。



- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

障がい者福祉従事者等研修事業

障害福祉サービスを提供する施設職員等を対象として、人材育成やサービスの質の向上を目的とした各種研修を行っています。

研修一覧

コース	概要
サービス提供責任者研修	ケア計画の作成及び技能向上等、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス提供責任者の養成を図ることを目的とした研修です。
相談支援従事者研修	相談支援専門員の業務の内容やサービス等利用計画の作成手法等についての研修です。
同行援護従業者養成研修	視覚障がい者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を有する同行援護従業者の養成を目的とした研修です。
行動援護従業者養成研修	外出時等日常生活のあらゆる場面で支援を必要とする知的障害・精神障害を有する方に対して、自立支援につながる行動援護を的確に行うための知識・情報・技術の習得を目的とした研修です。
サービス管理責任者及び児童発達管理責任者研修（基礎・実践・更新・ファシリテーター・フォローアップ研修）	サービスの質の確保に必要な知識及び技能を有するサービス管理責任者等の養成を目的とした研修です。
障害支援区分認定調査員等研修	障害支援区分について、判断基準の平準化と判定技術の向上を図ることを目的とした研修です。
障がい者グループホーム・ケアホーム世話人研修	障がい者グループホームに従事するサービス管理責任者や障がい者に対して直接の支援を行う世話人の方等を対象として、その専門性を向上させ、事業所におけるサービスの質の向上を図ることを目的とした研修です。
障害者支援施設等職員研修	県内の障害者支援施設職員等を対象として、支援方法が確立されていない強度行動障がい者や要介助高齢知的障がい者への支援技術及び資質の向上を図ることを目的とした研修です。
強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践・専門研修）	強度行動障がいの状態を示す方の障がい特性の理解及び支援方法を習得し、行動障がい児者に対する適切な支援を実施できる従事者の養成を目的とした研修です。
障害者ピアサポート研修	自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーターの養成を目的とした研修です。

研修申し込み

- 研修コースごとに申し込みの時期、申し込み先が異なります。
- 申し込みの時期・方法等については、研修実施機関と当課から随時ご案内しています。



● ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

たん吸引研修・受講奨励金

特定の者（障がい者等）に対するたんの吸引等の特定の医行為を適切に行うことができる者を養成するための研修を行っています。
また、たん吸引研修を受講する際の奨励金を支給しています。

■ 事業内容

- 都道府県研修（基本研修、実地研修）
対象：障害福祉サービス事業所職員（居宅介護等）、特別支援学校教員、保育士等
- 指導者の認定
都道府県研修で講師、指導者を務める看護師等の認定を行います。

■ 研修申し込み

- 研修コースごとに申し込みの時期、申し込み先が異なります。
- 申し込みの時期・方法等については、研修実施機関と当課から随時ご案内しています。

■ たん吸引研修等受講奨励金

たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1 / 2程度の奨励金を支給します。

<助成金額(1人あたり)>

- ・ 基本研修：2万3千円
- ・ 実地研修：2万円
- ・ 指導者養成研修：1万円



- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

同行援護従事者養成研修・受講奨励金

視覚障がい者が外出する際の援助を行う同行援護従業者の養成研修を開催しています。

また、同行援護従業者研修を受講する際の奨励金を支給しています。

同行援護従業者養成研修

同行援護事業所のサービス提供責任者及び同行援護業務に従事しようとする方を対象として、視覚障がい者が外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的とした研修です。

- 開催場所
県内の東部、中部、西部圏域でそれぞれ開催
- 受講料
テキスト代のみ必要（3,000円程度）

研修申し込み

- 開催する圏域、課程ごとに申し込みの時期、申し込み先が異なります。
※ 当該年度の研修内容の詳細等は、詳細が決定次第、県ホームページに掲載しています。

同行援護従業者研修受講奨励金

県内の事業所で同行援護サービスに従事する予定の方が、同行援護従業者養成研修（都道府県主催研修を除く）を修了された場合には、その受講に要した受講料等について、奨励金を支給します。

- 助成額
受講金額の9 / 10
＜助成金額の上限＞
 - ・ 同行援護一般課程研修：27,000円
 - ・ 同行援護応用課程研修：18,000円

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/203972.htm)をご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/203972.htm>

- ご相談・お問合せ先
県障がい福祉課 生活支援・指導担当
TEL: 0857-26-7866

スキルアップ研修派遣支援事業

就労系障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）の職員が、県外の就労移行支援事業所に研修派遣された場合に、旅費を助成します。

■ 補助対象経費

- 旅費：上限130,000円
- 受入事業所への謝金：1日当たり10,000円
- ※ 研修終了後に支払います。
- ※ 研修期間は5日以内です。
- ※ 県外の就労移行支援事業所との調整は、研修を希望する施設でお願いします。

■ 研修申し込み

- 年度中途でも研修が可能です。
- 研修企画時に障害者就業・生活支援センターに申し込みをお願いします。



- ご相談・お問合せは、
 - （東部地区）障害者就業・生活支援センターしらはま
TEL: 0857-59-6060
 - （中部地区）障害者就業・生活支援センターくらよし
TEL: 0858-23-8448
 - （西部地区）障害者就業・生活支援センターしゅーと
TEL: 0859-37-2140
- 制度に関するお問合せは、
県障がい福祉課 就労支援担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7889

ペアレント・トレーニング養成研修

障がい児支援に携わる保護者支援を行う職員等を対象として、ペアレント・トレーニングを実施できるファシリテーターを養成する研修を行っています。

■ 研修内容

ペアレント・トレーニングを実施できるファシリテーターを養成する。

※ペアレント・トレーニングとは

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進等を目的としたプログラム。

■ 対象者

- 各市町村発達障がい児支援担当者、県立療育機関、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、児童相談所の職員等

■ 研修申し込み

- 開催の案内とともに申し込みの受付を開始します。
(例年8月頃から開始)

● 研修案内の詳細は[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/101346.htm)をご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/101346.htm>

- ご相談・お問合せは、
県子ども発達支援課 地域生活担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7865



医療的ケア児等の支援に携わる人材の養成

医療的ケア児等の在宅生活支援を担う医師、看護職員、ソーシャルワーカー等を対象に、人材育成を目的とした研修を行っています。

対象者

医療的ケア児・者の支援に携わる医療従事者や障がい福祉サービス事業所の職員等

研修概要

- 医療的ケア児等への支援について専門的な知識を有する医師や看護職員等を講師に、医療的ケアに係る技能やNICUからの在宅移行並びに在宅支援に必要な能力を有する医師、看護職員、障害福祉サービス事業所職員等を養成するための研修を実施します。
(民間への委託で実施)
- 研修テーマ、開催時期は年度ごとに異なります。申し込み時期になりましたら研修実施機関から案内がありますので、そちらをご確認のうえお申し込みください。

 ●ご相談・お問合せは、
県子ども発達支援課 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7865

医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業

他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助します。

■ 対象事業所

- (1)医療的ケア児に対応ができる看護師が在籍する訪問看護ステーション（研修実施側）
- (2)育成したい看護師が在籍する訪問看護ステーション（研修参加側）

■ 補助額

定額

同行によるOJT研修1回ごとに

- (1) 研修実施側 11,000円
- (2) 研修参加側 11,000円×参加人数（上限2名）



- ご相談・お問合せは、
県子ども発達支援課 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7865

医療的ケア児等を受け入れる事業所への技術支援

鳥取県医療的ケア児等支援センターでは、医療的ケア児等を受け入れる事業所等への技術支援を行っています。

■ 対象者

医療的ケア児等を受け入れている県内の障がい児通所支援事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援等）、居宅等に訪問を行う事業所、保育所、学校等

■ 支援内容

鳥取県医療的ケア児等支援センターの職員が、訪問等により医療的ケアに対応するスタッフの知識や手技の練度を上げるための支援等を行い、医療的ケア児の支援に安心して携わることができるよう支援します。

■ 申込方法

鳥取県医療的ケア児等支援センターで随時受け付けていますので、下記のHPからお申し込みください。

i ● 詳細は[鳥取県医療的ケア児等支援センターホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
鳥取県医療的ケア児等支援センター までお願いいたします。
TEL: (総合窓口 (西部相談窓口)) 080-2962-0853
(東部相談窓口) 0857-30-2424 (中部相談窓口) 0858-27-6006



親亡き後のあんしんサポート体制構築事業

保護者が健在なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である「安心サポートファイル（あいサポートファイルとっとり）」の普及を行っています。

■ 「あいサポートファイルとっとり」とは

障がいのある方の親が、元気なうちに我が子を段階的に託していくため、育成歴やサポート、ケアの方法等を、幼児期から成人期に至るまで継続して記録、整理できるファイル形式の記録ノート（引継書）。

■ 普及の取り組み

（一社）鳥取県手をつなぐ育成会の会員等を対象に、ファイルの活用方法や記入方法についての説明会を実施しています。

安心サポートファイルの活用について興味がある方は、個別に説明会や勉強会の開催などを調整させていただきますので、（一社）鳥取県手をつなぐ育成会までお問合せください。

【（一社）鳥取県手をつなぐ育成会 0857-59-6344】



- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

障害福祉サービス事業所 農業分野チャレンジ支援事業補助金

就労系障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型・B型）が、売上・工賃向上のため、農林水産分野での作業受託に新たに取り組む場合や新たに自主農業を開始する場合、又は既に行っている自主農業の生産拡大に取り組む場合に、機材整備等に要する経費を助成します。

補助メニュー

① 農林水産分野の新規受託に向けた受注環境の整備

補助対象	就労系障害福祉サービス事業者が受託する農林水産分野の作業において使用するための資材及び機器の購入に要する経費 (例：電動草刈り機、選果用の計量器等)
補助率	2 / 3 以内 (補助限度額 10万円)

② 新たに自主農業を開始するための栽培環境の整備

補助対象	新たに自主農業を開始する就労系障害福祉サービス事業者が整備する、機械及び施設、種苗等の購入に要する経費 (例)・トラクター、選果機等の農業用機械 ・ビニールハウス、作業場等の農業用施設 ・生産拡大又は多品種栽培の展開に要する種苗、農業資材等
補助率	1 / 2 以内 (補助限度額 30万円)

③ 自主農業栽培作物の生産性向上、多品種栽培への展開

補助対象	既に自主農業に取り組んでいる就労系障害福祉サービス事業者が、栽培作物の生産性の向上、多品種栽培への展開のために整備する、機械及び施設、種苗等の購入に要する経費 (例)上記②の対象経費例と同様
補助率	1 / 2 以内 (補助限度額 100万円)

申請時期

- 毎年4月頃に、当該年度の補助金交付の希望を伺っています。希望する事業者は、県に事業計画書を提出していただきます。
- 複数の申請があった場合は、審査会において事業者から説明をしていただき、最終的に採択を決定します。
- 採択後、県に補助金交付申請書を提出していただいた後に、事業着手していただきます。

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/298164.htm)をご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/298164.htm>

- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 就労支援担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7889

障害福祉サービス事業所 新商品開発支援事業補助金

就労系障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型・B型）が、売上・工賃向上のため、新商品（またはサービス）の開発に取り組む場合や、新たな販売形態の導入等に取り組む場合、新商品開発等に要する経費を助成します。

■ 補助メニュー

補助対象	就労系障害福祉サービス事業者が、売上・工賃向上のために行う、新商品（またはサービス）の開発又は新たな販売形態の導入等に要する経費 (例) <ul style="list-style-type: none">・ 新商品の試作品開発に係る製造設備・機械・ 試作、改良、テストマーケティング等に必要な原材料・ 新商品のパッケージ制作等に係るデザイン委託・ 専門家派遣等に要する費用・ 新商品の販路開拓に係る広告宣伝費、商談会参加旅費 等
補助率	2 / 3 以内（補助限度額 100万円）

※就労系障害福祉サービス事業所と連携する企業が主体となって行う新商品開発に対しても、同様の支援制度があります。詳細は県ホームページをご確認ください。

■ 申請時期

- 毎年4月頃に、当該年度の補助金交付の希望を伺っています。希望する事業者は、県に事業計画書を提出していただきます。
- 複数の申請があった場合は、審査会において事業者から説明をしていただき、最終的に採択を決定します。
- 採択後、県に補助金交付申請書を提出していただいた後に、事業着手していただきます。

i ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/237320.htm)をご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/237320.htm>

- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 就労支援担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7889

障害福祉サービス事業所 運転設備資金利子補填制度

就労系障害福祉サービス事業所（就労継続支援A型・B型）が、金融機関から事業所運営に必要な運転資金及び生産活動に必要な設備資金の融資を受ける場合、利子相当額を補填します。（無利子融資）

補助メニュー

融資資金の用途	障害福祉サービス事業の提供に必要な運転資金又は設備資金
取扱金融機関	株式会社山陰合同銀行、株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫、倉吉信用金庫、米子信用金庫
融資限度額	1法人あたり500万円
融資期間	5年以内（据置6月以内を含む）
融資利率	無利子

※最終的な融資実行の判断は、取扱い金融機関が資金計画等を審査した上で行います。
当該利子補填制度の申し込みを希望する場合は、必ず事前に借入を希望する金融機関へ融資に係る相談をしていただきますようお願いいたします。

申請時期

- 毎年4月頃に、当該年度の利子補填利用の希望を伺っています。希望する事業者は、県に資金申込書及び事業計画書を提出していただきます。
- 複数の申請があった場合は、審査会において事業者から説明をしていただき、最終的に採択を決定します。（内定通知）
- 県からの内定通知の受け取り後、金融機関に融資申し込みをしていただきます。

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/237320.htm)をご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/237320.htm>

- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 就労支援担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7889

実習謝金及び実習奨励金の支給

就労系障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援B型）の利用者が、企業で3日以上の実習をした場合に、受け入れ企業に対して謝金、利用者に対して奨励金を支給します。

補助メニュー

対象となる利用者	就労系障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援B型）の利用者
対象となる実習先	県内に実習場所となる本店、支店、営業所又は工場を有する企業
実習期間	3日以上2週間以内
1日の実習時間	3時間以上8時間以内
支給額	謝金、奨励金とも実習受講者1人につき1日当たり1,000円

申請時期

- 年間を通して随時申請を受け付けております。
- 実習受講前の手続が必要ですので、支給を希望する事業者は実習計画が決まり次第、県に申込書を提出していただきます。
- 企業での実習が終わり、県へ受講カードを提出していただいた後に、受入れ先企業へ謝金、実習をした利用者へ奨励金を支給します。

i ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95697)をご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95697>

- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 就労支援担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7889

アビリンピックへの参加

毎年6月頃に、障がいのある方が日頃培った技能を競う「アビリンピック鳥取大会」を開催しています。

箱折りや清掃など様々な業務の技術を競い、最優秀者は鳥取県代表として全国大会に出場することができます。

大会概要

開催時期	毎年6月頃
開催場所(予定)	鳥取県立福祉人材研修センター(鳥取市伏野1729-5)
参加費	無料
主催	(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部、鳥取労働局、鳥取県
競技種目(予定)	<ul style="list-style-type: none">・オフィスアシスタント(DM等の封書受発送業務)・製品パッキング(箱折り)・ビルクリーニング・喫茶サービス・ワード・プロセッサ・パソコンデータ入力・フラワーアレンジメント・写真撮影
令和4年度鳥取大会動画リンク	https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tottori/q2k4vk000004qfit.html

参加申込

- 4月から5月末までの期間で大会参加者の募集を行っています。
- 参加を希望する利用者がある場合、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部にお問い合わせいただき、大会参加申込書を提出していただきます。(参加申込書は募集期間中に、問合せ先記載のホームページに掲載予定です。)



- 大会への参加・観覧等に係るご相談・お問合せは、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 高齡・障害者業務課までお願いいたします。

TEL: 0857-52-8803

https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tottori/31_ks.html

あいサポート企業・団体認定制度

障がいのことを知り、障がいのある方にちょっとした手助けを実践する「あいサポート運動」に御協力いただける企業・団体等を「あいサポート企業・団体」として認定しています。

■ 対象となる団体

- ・企業
- ・企業以外の法人
- ・事業所
- ・その他規約及び代表者を定めた団体

■ 認定要件

職員を対象とした「あいサポーター研修」を行うと共に、次のような取組を行う企業・団体

（例）職員への「あいサポートバッジ」の着用推奨

店舗等へのステッカーの貼り付け、チラシ等の配布 等

■ 申請方法

○あいサポーター研修の受講または受講申込後、申請書を県障がい福祉課まで送付ください。

（送付先）〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

i ● 詳細や申請書は[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/168273.htm)をご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/168273.htm>

● ご相談・お問合せ先

県障がい福祉課 社会参加推進担当

TEL: 0857-26-7679 電子メール: shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp

障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金

障がい者を接客する機会が多い事業者を対象に、いわゆる「社会的障壁」の除去に必要な経費の一部を支援する制度を設けています。

補助対象者

民間事業者（障がい者を接客する機会が多い事業者）

補助金概要

補助対象経費 (例)	<ul style="list-style-type: none">・ レストランメニューの点字化・ 筆談ボードの整備・ 段差解消のための携帯スロープの整備・ ホテル等窓口での手話対応タブレット端末の導入（※）・ 障がい者にもわかりやすいパンフレット等の作成 ※「遠隔手話サービス」や「音声文字変換システム」の導入に係るものに限ります。
補助率	補助対象経費の2 / 3 ※あいサポート企業・団体は5万円まで10 / 10
補助上限額	30万円

※本補助金は、接客時等に必要となる社会的障壁の除去に係る経費を対象としており、障がい福祉サービス等の提供に当たって必要となる整備費等は対象としていません。

申請先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 福祉振興部

電話：0857-59-6344 FAX：0857-59-6340

● 申請書や具体的な手続きは[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/263836.htm)をご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/263836.htm>

● ご相談・お問合せ先
県障がい福祉課 社会参加推進担当
TEL: 0857-26-7675 電子メール: shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp

障がい児者自発的活動支援事業補助金

在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を目的として活動する県内のNPO法人、社会福祉法人、任意団体等へ事業開催の助成をします。

■ 対象事業

① 自発的レク活動事業

在宅の障がい児者の福祉の増進又は社会参加を図るもの
(例：体験会、研修旅行、運動会、ボランティア活動など)

② 地域づくり交流促進事業

補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図るもの
(例：ふれあい運動会、手話レクリエーション交流会など)

■ 補助対象経費

報償費、旅費、宿泊費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

※需用費は、賞品代、景品代及び性質・形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品の購入経費は対象外。

■ 補助率

1 / 2 以内

- ① 自発的レク活動事業…………… 上限10万円
- ② 地域づくり交流促進事業… 上限25万円

※交付額は、対象経費から補助事業に伴う収入を除いた額（算定基準額）に補助率1 / 2 を乗じた額と、上限額とを比較していずれか低い額（補助基準額）とする。ただし、応募事業数が多く、予算超過となる場合は予算額を応募時の補助基準額に応じて按分した額を上限とする。

■ 申請時期

1月中旬～3月上旬

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/264526.htm)をご確認ください。
URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/264526.htm>

● ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

多目的トイレ利用促進事業

災害発生時の避難所や県が共催等するイベントの会場に多目的トイレを設置するために必要な経費を助成します。

■ 対象事業

災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場にバリアフリーの多目的トイレを設置します。

■ 必要経費等

以下を除き、設置に係る経費はすべて県が負担します。

- ・ 使用に係る水道代・電気代
- ・ 使用後の汲み取り料 等

■ 申請時期

申請は随時受け付けていますが、予算には限りがありますので、制度の利用をご希望の方は早めにご連絡ください。

-  ● ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 生活支援・指導担当 までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7866

鳥取県UDタクシー利活用モデル事業 (福祉分野) 支援補助金

一定程度以上の動員が見込まれるイベントに障がい者をUDタクシーで移送する際に係る経費を支援します。

補助対象者

イベント主催者及び市町村

※本補助金は、一定程度以上の参加者が見込まれる大規模イベントの主催者を対象としており、1事業所内で行われる利用者を対象としたイベント等は対象としていません。

補助率

補助対象経費の1 / 2

補助上限

5万円まで

補助対象経費

委託費、使用料及び賃借料、負担金、補助金

申請期限

2月下旬頃



● 申請書や具体的な手続きは[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/280201.htm)をご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/280201.htm>

● ご相談・お問合せ先

県障がい福祉課 社会参加推進担当

TEL: 0857-26-7675 電子メール: shougaiukushi@pref.tottori.lg.jp

点字資料等作成費補助金

県内の障がい児者福祉団体が負担する点字資料等作成費を助成します。

■ 対象事業

- イベント等を開催する場合に必要な以下の事業
- ・点字資料、拡大文字資料及び音声版資料の作成

■ 対象事業者

障がい児者の福祉の増進又は社会参加を目的として活動する県内の社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体等で、以下の要件をすべて満たすもの。

- (1) 主として県内の障がい児者やその家族で構成されていること。
※例：障がい当事者団体、家族会
- (2) 活動範囲が複数の県内市町村に及ぶこと。
※例：県域の団体等、各圏域（東・中・西部）の団体等
- (3) 任意団体にあつては、構成員が10名以上であること。

■ 補助率

1/2

※上限10万円

■ 申請時期

随時受付けています。

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは県の[ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/292477.htm)をご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/292477.htm>

- ご相談・お問合せ先
県障がい福祉課 情報アクセス担当
TEL: 0857-26-7201 ファクシミリ: 0857-26-8136

手話通訳者の派遣（派遣費の助成）

県内の事業所等が会議等を開催する場合で、きこえない・きこえにくい方への情報保障を行つために必要な手話通訳者の派遣を行っています。県では、手話通訳者の派遣経費のうち、1名分の経費を助成します。

対象事業者

県内の企業、団体等

補助額

手話通訳者の派遣経費のうち、1名分の額

※上記補助については、県から派遣元に対して支払います。派遣依頼を行う企業、団体等は、当該補助額を除いた経費を負担いただくことになります。

(例) 手話通訳者を2名、1時間の派遣依頼を行った場合

- ・ 必要経費：3,000円/時×2名=6,000円
- ・ 企業等負担額：3,000円、県負担：3,000円

補助対象の範囲

- 不特定多数の者を対象にしたイベント等の催事に際して、当該実施機関からの要請に基づく手話通訳等
- 聴覚障がい者が委員として参加する審議会等の際して、当該実施機関からの要請に基づく手話通訳等
- 県が行う会議等の際して、当該実施機関からの要請に基づく手話通訳等

申請時期

- 助成金の申請は必要ありません。
(手話通訳者の派遣依頼を行っていただくと、自動的に助成が適用されます)

依頼先

公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 鳥取県中部聴覚障がい者センター
〒682-0822 鳥取県倉吉市葵町724-15
電話：0858-27-2355 ファクシミリ：0858-27-2360

● 手話通訳者の派遣についての詳細は、鳥取県聴覚障害者協会（鳥取県中部聴覚障がい者センター）[ホームページ](https://torideaf.jp/publics/index/31/)をご確認ください。

<https://torideaf.jp/publics/index/31/>

● ご相談・お問合せ先

県障がい福祉課 情報アクセス担当

TEL: 0857-26-7201 ファクシミリ: 0857-26-8136

要約筆記者の派遣（派遣費の助成）

県内の事業所等が会議等を開催する場合で、きこえない・きこえにくい方等への情報保障を行うため必要な要約筆記者の派遣を行っています。
県では、要約筆記者の派遣経費のうち、1 / 2名分の経費を助成します。

対象事業者

県内の企業、団体等

要約筆記とは、「音声を要約して文字に変えて伝える通訳」です。

補助額

要約筆記者の派遣経費のうち、派遣人数に2分の1を乗じた人数分の額
※上記補助については、県から派遣元に対して支払います。派遣依頼を行う企業、団体等は、当該補助額を除いた経費を負担いただくこととなります。

（例）要約筆記者を2名、1時間の派遣依頼を行った場合

- ・ 必要経費：3,000円/時×2名=6,000円
- ・ 企業等負担額：3,000円、県負担：3,000円

補助対象の範囲

- 不特定多数の者を対象にしたイベント等の催事に際して、当該実施機関からの要請に基づく要約筆記等
- 聴覚障がい者が委員として参加する審議会等に際して、当該実施機関からの要請に基づく要約筆記等
- 県が行う会議等に際して、当該実施機関からの要請に基づく要約筆記等

申請時期

- 助成金の申請は必要ありません。
（要約筆記者の派遣依頼を行っていただくと、自動的に助成が適用されます）

依頼先（派遣元）

公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 鳥取県中部聴覚障がい者センター
〒682-0822 鳥取県倉吉市葵町724-15
電話：0858-27-2355 ファクシミリ：0858-27-2360



- 要約筆記者の派遣についての詳細は、鳥取県聴覚障害者協会（鳥取県中部聴覚障がい者センター）[ホームページ](https://torideaf.jp/publics/index/31/)をご確認ください。

<https://torideaf.jp/publics/index/31/>

- ご相談・お問合せ先

県障がい福祉課 情報アクセス担当

TEL: 0857-26-7201 ファクシミリ: 0857-26-8136

手話学習会補助金

県内の事業所等が従業員等に対し、手話学習会を開催する場合に要する経費を助成します。

■ 対象事業

県内の企業等（行政機関、手話サークルを除く10名以上のグループを含む。）が開催する手話学習会

■ 補助率

10/10

※手話学習会開催1回当たり1万5千円、年間6回を上限。

■ 補助対象経費

手話学習会の開催に要する報償費、旅費、需用費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料

■ 申請時期

手話学習会を開催する20日前まで



● **支給要件の詳細**や**具体的な手続き**は社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会の[ホームページ](https://www.tottori-wel.or.jp/soumu/4/1/)をご確認ください。

<https://www.tottori-wel.or.jp/soumu/4/1/>

● ご相談・お問合せ先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

TEL: 0857-59-6331 ファクシミリ: 0857-59-6340

情報機器貸出事業（ヒアリンググループ・コミュニケーション）

県内の福祉関係団体・ボランティア団体に対し、きこえにくい方のきこえを支援する機器の貸出を行います。

■ ヒアリンググループ

補聴器や人工内耳に直接音声を送り込むための機器

■ コミュニケーション

話し手の声が聞き取りやすい音声に変換されるスピーカー

■ 想定される利用場面

- きこえにくい方が参加する会議・講演会・セミナーなど
- オンラインによる会議・講演会・セミナーへのパソコンからの参加
- きこえにくい方との1対1の対話

■ 利用対象者

- 福祉関係団体及びボランティア団体
 - 県内のきこえない・きこえにくい人の関係団体
 - 県内在住のきこえない・きこえにくい個人
- ※身体障害者手帳（聴覚）の交付を受けた方

■ 利用料

無料

■ 申請方法等

利用1週間前までに、最寄りの聴覚障がい者センターへ申請書を提出



- **詳細**は鳥取県聴覚障害者協会の[ホームページ](https://torideaf.jp/publics/index/49/)をご確認ください。
<https://torideaf.jp/publics/index/49/>
- ご相談・お問合せ先
県障がい福祉課 情報アクセス担当
TEL: 0857-26-7201 ファクシミリ: 0857-26-8136

障がいのある人の文化芸術活動拠点 「あいサポート・アートセンター」

「施設でアート活動に取り組みたいけど、何からやっていいのかわからない。」「作品の展示会をしたいけど、展示方法がわからない。」「作品を売りたいけど、どうしたらいいの。」など、文化芸術活動に関する相談を受け付け、支援します。

■ 支援内容

<常設展示>

県内の障がいのある方の優れた作品の紹介や、県外の障がいのある方の優れた芸術性に触れる機会を提供します。

<情報発信>

障がいのある方の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、インターネット等を活用して、広く発信します。

<相談支援>

創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、アドバイスをを行うとともに、必要に応じて専門家や関係機関等を紹介します。

<人材育成>

支援者等に対して、芸術上価値の高い作品等の適切な記録、保存方法、販売等の支援、及び所有権、著作権その他の権利の保護等について研修等を行います。

<普及啓発>

障がいのある方やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催します。

<アートギャラリー支援>

鳥取県は一とふるアートギャラリーの認定を受けたギャラリー運営事業者と連携して障がい者アート展等の情報発信を行います。

<その他>

文化芸術活動促進事業・個展等開催事業の補助金に関する業務を行っています。



● ご相談・お問合せ先（あいサポート・アートセンター）

TEL：0858-33-5151

FAX：0858-33-4114

ホームページURL：<https://art-infocenter.jimdofree.com/>

住所：倉吉市魚町2563

障がい者アート活動支援事業補助金①

障がいのある人や障がいのある人が所属する団体等が行う芸術・文化活動に対して支援を行います。

■ 補助メニュー（あいサポート・アートセンターへの申請分）

① 文化芸術活動促進事業

(ア) ベーシック型（単年度の活動の場合）

補助対象	外部講師への謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品費
補助率	10/10（補助限度額 10万円）

(イ) ステップアップ型（3年以上の計画に基づく活動の場合）

補助対象	外部講師への謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品費、印刷費、その他特に必要と認められる経費
補助率	10/10（補助限度額 25万円）

② 個展等開催事業

補助対象	会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、会場設営費、個展等の開催に直接必要な消耗品費、印刷費、その他特に必要と認められる経費
補助率	10/10（補助限度額 15万円）

■ 申請時期

- 毎年4月に募集しています。
補助を希望される事業者は、4月末頃までにあいサポート・アートセンターに応募用紙を提出していただきます。
- 予算を超える応募があった場合は、書面審査により採択事業者を決定します。

i ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[あいサポート・アートセンターホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
あいサポート・アートセンター
TEL：0858-33-5151 FAX：0858-33-4114
住所：倉吉市魚町2563 までお願いいたします。

障がい者アート活動支援事業補助金②

障がいのある人や障がいのある人が所属する団体等が行う芸術・文化活動に対して支援を行います。

■ 補助メニュー（県への申請分）

① 障がいのある人とない人との文化芸術を通じた交流促進事業

補助対象	共生社会の実現に向けて県内で障がいのある人とない人が文化芸術活動を通じて交流する取組をするための、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、消耗品費、印刷費、広報費、その他特に必要と認められる経費
補助率	10/10（補助限度額 50万円）

② 文化芸術の鑑賞機会拡大事業

補助対象	音声コードが埋め込まれたチラシの作成のための、音声コード作成ソフト購入費、チラシ等への音声コード記載に要する経費、音声ガイド等の導入に要する経費、WEB配信を行う際の情報保障に要する経費（委託費、謝金、会場・機材等の使用料、機材等の運搬費、消耗品費）、その他特に必要と認められる経費
補助率	10/10（補助限度額 20万円）

■ 申請時期

- 毎年7月頃に募集します。
補助を希望される事業者は、県に応募用紙を提出していただきます。
- ①の事業については、複数の申請があった場合は、審査会において最終的に採択を決定します。
②予算を超える応募があった場合は、書面審査により採択事業者を決定します。

i ● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[県ホームページ](#)をご確認ください。

- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 社会参加推進室 障がい者アート支援担当
までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7678

障がいのある方が文化・芸術活動の発表をしたいとき

障がいのある方の優れた文化芸術作品・活動を世の中に広く発信するため、毎年『舞台芸術祭「アートとっとり祭り」』及び『公募作品展「アートとっとり展」』への出演・出展を募集しています。

また、優れた文化芸術作品をインターネット上で展示する「県立バリアフリー美術館」を設けています。

■ 舞台芸術祭「あいサポート・アートとっとり祭り」

毎年10月～11月頃、舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として舞台芸術祭を開催しています。

<出演者募集>

- 募集時期 毎年9月～10月頃
- 募集対象 県内で舞台芸術活動を行う障がいのある人又は障がいのある人を含む団体

■ 芸術・文化作品展「あいサポート・アートとっとり展」

毎年、県内の障がいのある方が制作した作品を募集し、作品展を開催しています。

<作品募集>

- 募集時期 毎年9月～10月頃
- 部門 美術部門、文芸部門、マンガ部門

<作品展>

- 開催時期 毎年12月～1月頃
- 開催場所 西部、中部、東部の県内各地区で巡回展示します。

■ 県立バリアフリー美術館

- 県内の優れた障がい者アートを展示する、360°バーチャル空間を使ったオンライン美術館です。作品解説の音声読み上げや手話翻訳など誰でも楽しめるよう様々なバリアフリー機能を設けています。

URL <https://tottori-bfm.jp>

- **開催時期の詳細**などは[県ホームページ](#)をご確認ください。
- ご相談・お問合せは、
県障がい福祉課 社会参加推進室 障がい者アート支援担当
までお願いいたします。
TEL: 0857-26-7678

障がい者差別解消相談支援センター

障がいを理由とする差別について、相談員が相談に応じるとともに、相談者への支援を行うため、県内3か所に人権相談窓口を設置しています。

対面・電話等での相談窓口

東部	鳥取県人権局（鳥取県庁本庁舎3階） 電話：0857-26-7677 FAX：0857-26-8138
中部	鳥取県中部総合事務所県民福祉局 電話：0858-23-3270 FAX：0858-23-3425
西部	鳥取県西部総合事務所県民福祉局 電話：0859-31-9649 FAX：0859-31-9639

※受付日時：月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで
（祝日、年末年始は除く）

E-mailでのご相談

jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

※E-mailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。（24時間受付）

● 詳細は[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp)をご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/81347.htm>

障がい者権利擁護センター

障害者虐待防止法の規定に基づき、県及び市町村に窓口を設置し、事案の把握や必要な調査等を行っています。

県障がい者権利擁護センター窓口

圏域	窓口	電話番号	受付時間	FAX
東部	県庁障がい福祉課	0857-26-7866	平日8時30分～ 17時15分	0857-26-8136
		0857-26-7111	夜間・休日	
中部	中部総合事務所 県民福祉局	0858-23-3124	平日8時30分～ 17時15分	0858-23-4803
		0857-26-7111	夜間・休日（県 庁代表電話）	
西部	西部総合事務所 県民福祉局	0859-31-9301	平日8時30分～ 17時15分	0859-34-1392
		0857-26-7111	夜間・休日（県 庁代表電話）	

※上記のほか、各市町村においても障がい者虐待防止センター窓口を設置しています。



● 詳細は[県ホームページ](https://www.pref.tottori.lg.jp/206075.htm)をご確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/206075.htm>

聴覚障がい、視覚障がい・ロービジョン、失語症等について相談したいとき

聴覚障がい、視覚障がい・ロービジョン、盲ろう、失語症等に関する相談支援窓口を設けています。

聴覚障がい

◇ 県内の聴覚障がい者支援に関する総合的な拠点

- ・鳥取県東部聴覚障がい者センター（鳥取市富安2-104-2さざんか会館4階）
電話：0857-32-6070 FAX：0857-32-6071
- ・鳥取県中部聴覚障がい者センター（倉吉市葵町724-15）
電話：0858-27-2355 FAX：0858-27-2360
- ・鳥取県西部聴覚障がい者センター（米子市旗ヶ崎6-19-48）
電話：0859-30-3659 FAX：0859-30-3660

視覚障がい・ロービジョン

◇ 県内の視覚障がい者・ロービジョン者支援に関する総合的な拠点

- ・鳥取県視覚障がい者東部支援センター（鳥取市富安2-104-2さざんか会館4階）
電話：0857-32-8015 FAX：0857-32-8018
- ・鳥取県視覚障がい者中部支援センター（倉吉市山根540-1パープルビル4階）
電話：0858-27-1654 FAX：0858-27-1885
- ・鳥取県視覚障がい者西部支援センター（米子市皆生温泉3-18-3）
電話：0859-46-0778 FAX：0859-22-7688
- ・鳥取県ロービジョン相談窓口（米子市西町86鳥取大学医学部アレスコ棟6階）
電話・FAX：0859-38-7584 携帯電話：080-9433-5279

盲ろう

◇ 県内の盲ろう者支援に関する総合的な拠点

- ・鳥取県盲ろう者支援センター（米子市旗ヶ崎6-19-36）
電話：0859-30-3830 FAX：0859-21-1537

失語症

◇ 県内の失語症者支援に関する総合的な拠点

- ・鳥取県失語症者支援センター（米子市東町177 東町ビル2階）
電話：0859-21-5478

きこえない・きこえにくい子どもの サポートセンター『きき』

お子さまのきこえ（聴覚）などを心配されているご家族や関係者等を支援するための相談窓口です。

■ 支援内容

<相談支援>

きこえに関する相談に幅広く対応し、必要に応じて適切な関係機関と連携して支援します。

<関係機関との連携>

協議会を設置し、地域課題に対する検討や、保健、医療、福祉、教育の各分野における支援の情報共有を行います。

<保護者交流・情報発信>

保護者間の交流のサポートや、ホームページ等による支援に関する情報発信を行います。

■ 対象者

きこえない・きこえにくい子どもとそのご家族
福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関
お子さまのきこえを心配されている方 など

■ 相談時間

午前9時から午後5時まで

i ご相談・お問合せ先

TEL : 0857-50-0170

FAX : 0857-50-0176

ホームページURL : <https://torideaf.jp/kiki>

住所 : 鳥取市桜谷173-21

相談フォーム



『エール』発達障がい者支援センター

発達障がいのある方等が地域で安心して生活できるよう相談支援を行う機関です。

■ 支援内容

〈相談支援〉

コミュニケーションや行動面で気になること、保育園や学校、職場での困りごと等様々な相談に応じ、関係機関と連携して支援します。福祉制度や専門機関等の情報を提供します。

〈発達支援〉

評価（アセスメント）を行い、家庭での関わり方への助言等を行います。

〈就労支援〉

関係機関との連携により、助言や情報提供を行います。

〈普及・啓発研修〉

障がいの正しい理解や支援の方法を広めるための研修等を行います。

■ 対象者

発達障がいまたはその心配のある方やご家族
保育所・学校・施設・職場等の支援機関

■ 相談時間

月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

（来所相談は予約が必要です。事前にご連絡ください。）



ご相談・お問合せ先

TEL : 0858-22-7208 FAX : 0858-22-7209

住所 : 倉吉市みどり町3564-1

メールアドレス : yell@pref.tottori.lg.jp

ホームページ : <https://www.pref.tottori.lg.jp/yell/>

相談フォーム



ペアレントメンター鳥取

発達のご案内になる子どもを育てた先輩保護者が、子育ての経験を活かして、保護者の方に寄り添い、悩みの共感や助言等を行います。

支援内容

ペアレントメンターとは、発達のご案内になる子どもを育てた経験を活かして、他の保護者の相談相手として研修を修了した先輩保護者です。自身の経験を踏まえて、子育ての悩みや助言等を行う良き相談相手となります。

※個人情報厳正に取り扱います。

- 個別相談、電話相談
- 保護者勉強会やピアカウンセリングへの参加
- 理解・啓発活動
(PTA研修や人権研修などの講師・疑似体験キャラバン等)
- ペアレントトレーニングへの協力
- サポートブック作成指導
- 発達障がいに関する情報提供

対象者

発達のご案内になる子どもを育てる保護者

相談時間

平日 午前10時～14時

i ご相談・お問合せ先

TEL : 0857-30-0670 FAX : 0857-30-2785
住所 : 鳥取市瓦町601 (NPO法人鳥取県自閉症協会内)
メールアドレス : p-ment@kind.ocn.ne.jp
ホームページ : <https://p-ment.net/>

問合せフォーム



鳥取県医療的ケア児等支援センター

医療的ケア児及び重症心身障がい児者の総合的な相談窓口です。

支援内容

<相談支援>

医療的ケア児等の様々な相談への総合的な対応をします。

<関係機関との連携・調整>

多機関連携による支援体制や地域課題、資源開発を支援します。

<人材育成>

研修のサポート、関係機関への技術支援等を行います。

<保護者交流・情報発信>

保護者間の交流のサポートや情報発信を行います。

対象者

医療的ケア児及び重症心身障がい児者とそのご家族
福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関

相談時間

午前9時から午後4時30分まで

i ご相談・お問合せ先

ホームページ：<https://www.hakuai-hp/icare>

【総合窓口】

TEL：080-2962-0853 FAX：0859-29-8020

住所：米子市両三柳1880

(博愛こども発達・在宅支援クリニック)

メールアドレス：icare.hakuaikids@gmail.com

【東部相談窓口】

TEL：0857-30-2424 FAX：0857-30-2425

住所：鳥取市江津318-1 (鳥取県看護協会)

メールアドレス：ikeatobu@tottori-kangokyokai.or.jp

【中部相談窓口】

TEL：0858-27-6006 FAX：0858-27-0781

住所：倉吉市上井503-1 (鳥取県立中部療育園)

メールアドレス：ikeachubu@pref.tottori.lg.jp

相談フォーム

